



社会福祉法人・管理編

社会福祉法人等一般指導監査における指摘基準について

「文書指摘事項」「口頭指導事項」が該当する事例につきましては、平成21年度から「運営の手引き」の「評価事項」欄に明記することとしました。

「文書指摘事項」「口頭指導事項」となる事例の基本的な考え方は次のとおりですので、ご承知おきください。

○共通事項の監査基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則として「文書指摘」とします。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限り、口頭指導とすることがあります。
福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に抵触する場合	口頭	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達に抵触する場合について原則として「口頭指導」とします。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とします。

○監査基準適用における留意事項

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがあります。

目 次

		頁
1	定 款	1
2	登 記	3
3	内部管理体制	4
4	評議員及び評議員会	4
5	理 事	13
6	監 事	18
7	理 事 会	23
8	会 計 監 査 人	30
9	評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬.....	32
10	事 業（一般）	36
11	社会福祉事業	40
12	公 益 事 業	41
13	収 益 事 業	44

14	人 事 管 理	46
15	資 産 管 理	47
16	そ の 他	54

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
1 定款					
<p>定款は、法令等に 従い、必要事項が記 載されていますか。</p>	<p>定款は、必要的記載事項に漏れがあってはなりません。 また、相対的記載事項についても、定款に定めがなければ、 その効力を生じません。 社会福祉法定款例（注）に準拠していない場合は、必 要的記載事項に漏れが無い確認し、ある場合は県等の所 轄庁（以下「所轄庁」という。）に相談のうえ、定款変更 の手続きを行ってください。 また、定款に記載された内容が事実と反するものであっ てはなりません。</p> <p>（注）平成12年12月1日付け障第890号、社援第 2618号、老発第794号、児発第908号「社会福 祉法人の認可について」〈最終改正：令和2年12月 25日〉（以下「認可通知」という。）別紙2（以下「定 款例」という。）</p>	<p>社会福祉法（昭和26年 法律第45号）（以下「法」 という。）第31条第1 項</p>	<p>(1) 必要的記載事 項（定款例の実線 部分）とは、必ず 定款に記載しな ければならない 事項で、その一 つでも記載が欠け ると、定款の効力 が生じない事項 (2) 相対的記載事 項（定款例の点線 部分）とは、定款 の効力に影響は ないが、法令上、 定款の定めがな ければその効力 を生じない事項</p>	<p>必要的記載事項の内容が記 載されていない、又は定款 に記載された内容と事実が 異なっている。</p>	<p>文書</p>
<p>定款変更は、所定 の手続きを経て行わ れていますか。</p>	<p>定款は、法人の基本的事項を定めるものであることか ら、その変更は評議員会の特別決議（注）を要するととも に、所轄庁の認可又は所轄庁への届出が必要です。 なお、事務所の所在地、基本財産の増加及び公告の方法 を変更する場合には、認可を要さないの、所轄庁への届 出で足りませんが、評議員会の特別決議は必要です。</p> <p>（注）評議員会の特別決議は、「4 評議員及び評議員会」 の「決議は適正ですか。」（9ページ）の項目参照</p>	<p>法第45条の36第1項、 第2項、第4項、第45 条の9第7項第3号 社会福祉法施行規則（昭 和26年厚生省令第28 号）（以下「規則」とい う。）第4条</p>	<p>定款変更に係る効 力発生日は次の とおりです。 (1) 認可事項 当該申請が認 可された日 (2) 届出事項 当該届出内容 が、評議員会で特 別決議された日</p>	<p>評議員会の特別決議が出席 者不足又は賛成数不足によ り成立していないにもかか わらず、認可の申請もしく は届出がされている。</p> <p>定款変更の決議を行った評 議員会の招集手続又は議案 の提出手続が法令、通知又 は定款に違反している。</p>	<p>文書 文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				定款変更について評議員会の決議が成立しているにもかかわらず、所轄庁の認可を受ける手続きがされていない、又は所轄庁の認可を要さない場合にあっては所轄庁への届出を行っていない。	文書
定款が、法令に従い、備置き・公表されていますか。	<p>法人の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するため、計算書類等と同様に、定款についても事務所への備置き及び公表が義務付けられています。</p> <p>定款の事務所への備置きについては、主たる事務所及び従たる事務所において行われる必要がありますが、従たる事務所については、定款が電磁的記録で作成されており、従たる事務所の電子計算機（パソコン）に当該電磁的記録の内容が記録されている場合は不要となります。</p> <p>定款の公表については、インターネットの利用により行い、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によりますが、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム（以下「WAMNET」という。）」に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされます。</p>	法第34条の2第1項、第4項、第59条の2第1項第1号 規則第2条の5、第10条第1項、第2項	定款の公表の範囲は、個人の権利利益が害されるおそれがある部分（公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す恐れがある母子生活支援施設や婦人保護施設等の所在地）を除いてください。	<p>主たる事務所への定款の備置きが行われていない、又は従たる事務所への定款の備置き若しくは電磁的記録で作成された定款の電子計算機（パソコン）への記録が行われていない。</p> <p>定款がインターネット（法人ホームページ等）の利用により公表が行われていない。（法人ホームページにより公表できないやむを得ない事情があると認める場合を除く。）</p> <p>事務所への備置き又は公表されている定款の内容が直近のものでない。</p>	文書 文書
その他、定款に問題点はありません				問題点がある。	□頭

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
か。					
<p>日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項は、明確になっていますか。</p>	<p>理事長の専決できる範囲は、理事会で定め、定款施行細則等で明文化する必要があります。</p>			<p>理事長の専決事項が定められていない。</p> <p>理事長の専決事項が定められているが、内容に不適切な点がある。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
<p>2 登記</p>					
<p>法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされていますか。</p>	<p>法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立することとされています。</p> <p>登記事項の変更がある場合は、政令に定めるところにより、変更の登記をしなければなりません。</p> <p>① 代表者変更の登記（重任を含みます。）は、変更後2週間以内に行ってください。</p> <p>② 資産総額変更登記は、毎会計年度終了後3月以内（毎年度6月末まで）に行ってください。なお、登記簿上の資産総額は、貸借対照表の純資産合計と一致しているか確認してください。</p> <p>③ その他必要の生じた都度行うべき変更の登記は、登記事項に変更が生じた時（又は認可書到着時）から2週間以内に行ってください。</p>	<p>法第29条 組合等登記令(昭和39年政令第29号)</p>	<p>(1) 公益事業及び収益事業についても登記が必要です。</p> <p>(2) 理事長以外の理事は代表権を有していません。</p> <p>(3) 理事長（代表者）が再任した場合についても重任登記をしてください。</p>	<p>指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続き（法務局等への具体的な協議を含む。）が行われていない。</p> <p>変更登記が行われている又は手続中であるが、期限を過ぎている。</p>	<p>文書</p> <p>□頭</p>
<p>その他、登記に問題点はありますか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>□頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
3 内部管理体制					
<p>特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されていますか。</p>	<p>特定社会福祉法人（注）は、経営組織のガバナンスの強化を図るため、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制（内部管理体制）の整備の決定を理事会で行うことが義務付けられています。</p> <p>（注）特定社会福祉法人とは、法人の事業規模が、法人単 位事業活動計算書の年間のサービス活動収益の額が 30 億円を超える、又は貸借対照表の負債の額が 60 億円を超える法人。</p>	<p>法第 45 条の 13 第 5 項 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号） （以下「令」という。）第 13 条の 3 規則第 2 条の 16</p>		<p>内部管理体制として理事会 で決定されなければならない 事項について、一部でも 理事会の決定がされていな いものがある。</p>	<p>文書</p>
4 評議員及び評議員会					
<p>法律の要件を満たす者が適正な手続きにより選任されていますか。</p>	<p>評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから、定款で定めたとおりの方法で選任 定めます。ただし、理事又は理事会が評議員を選任又は解 任する旨を定款で定めても無効となります。</p> <p>この評議員の要件については、法人において「社会福祉 法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な 手続きにより選任されている限り、制限を受けるものでは ありません。</p> <p>法人においては、選任手続きにおいて、評議員候補者が 「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」で ある旨を説明の上、選任することが求められます。</p> <p>法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従うこと とされています。そのため、定款の規定に基づき評議員と して選任された者が就任を承諾したことにより、その時点 （承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任</p>	<p>法第 39 条、第 31 条第 5 項、第 38 条</p>	<p>評議員の選任及び 解任は、定款例で は、評議員選任・ 解任委員会によっ て行うこととされ ています。</p>	<p>法令又は定款に定められた 方法により評議員の選任が 行われていない。</p> <p>評議員として選任された者 が「社会福祉法人の適正な 運営に必要な識見を有する 者」として、定款及び評議 員の選任に関する規程に基 づく適正な手続きにより選 任がされていない。</p> <p>評議員について、就任承諾 書等により、就任の意思表 示があったことが確認でき ない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>期の開始時)から評議員となるものであるため、この就任の承諾については、評議員の役割の重要性を踏まえ、文書により確認(就任承諾書等の徴収)し、法人において保存することが求められます。</p> <p>なお、評議員の選任の手続きにおいて、選任された者に対して、委嘱状により委嘱を行う必要はありませんが、委嘱状により評議員に選任された旨を伝達するとともに、就任の意思の確認を行うことは差し支えありません。</p>				
<p>評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていませんか。</p>	<p>(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令で解散を命ぜられた法人の解散当時の役員(理事及び監事をいいます。以下同じ。) ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 <p>(2) 法人の役員又は職員を兼ねることはできません。</p> <p>(3) 法人の各評議員又は各役員と特殊の関係にある者は選任できません。特殊の関係にある者の範囲は次のとおりです。</p>	<p>法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項</p> <p>認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準(以下「審査基準」という。)」第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人に欠格事由等に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありません。</p> <p>特に、欠格事由(1)②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありませんが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられます。</p>	<p>評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各評議員又は各役員と特殊の関係にある者がいないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。</p> <p>欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者がいることが判明した。</p> <p>評議員が役員又は職員を兼ねている。</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっている。</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が評議員</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の7、第2条の8）</p> <p> i 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p> ii 当該評議員又は役員の使用人</p> <p> iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p> iv ii又はiiiの配偶者</p> <p> v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p> vi 当該評議員又は役員が、役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限ります。）</p> <p> （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある場合には、その代表者又は管理人を含みます。</p> <p> vii 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限ります。）</p> <p> viii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除きます。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政 		<p>なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって欠格事由に当たるとすることはできません。</p>	<p>総数の5分の1を超えている。</p> <p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>法人、特殊法人、認可法人</p> <p>(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員となることはできません。</p> <p>(5) 評議員として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <p>① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員総数の5分の1までは選任することが許されています。</p> <p>② 実際に評議員会に参加できない者</p> <p>③ 地方公共団体の長等の特定の公職にある人で名目的、慣例的に評議員に選任されている者</p>				
<p>評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっていますか。</p>	<p>評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えていなければなりません。</p> <p>なお、定款で定めた評議員の員数が定款で定めた理事の員数を超えていればよいということではなく、在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていなければなりません。</p>	<p>法第40条第3項</p>		<p>評議員の実員数が、定款で定めた理事の員数及び実員数を超えていない（同数以下）。</p>	<p>文書</p>
<p>評議員会の招集は適正に行われていますか。</p>	<p>開催手続きは、定款の定めに従って行わなければなりません。</p> <p>(1) 評議員会の開催日時及び場所や招集通知に記載しなければならない事項（注）は、理事会の決議を経てください。</p> <p>（注）理事会の決議により定めなければならない事項（招集通知に記載しなければならない事項）</p> <p>① 評議員会の日時及び場所</p> <p>② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項</p>	<p>法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、法第45条の29、規則第2条の12</p>	<p>評議員会の招集手続きを省略する場合は、評議員全員の同意があることが客観的に確認できる書類を保存してください。</p> <p>また、この場合でも評議員会の日時等に関する理事会</p>	<p>評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていない。</p> <p>評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に通知がなされていない。</p> <p>電磁的方法により通知した</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除きます。）の概要（議案が確定していない場合はその旨。）</p> <p>(2) 評議員会の招集通知は、期限までに評議員に通知してください。 招集事項を記載した招集通知を、評議員会の日の一週間（中7日間）以上前（定款により短縮が可能）までに、書面又は電磁的方法（電子メール等）により発出する必要があります。</p> <p>(3) 定時評議員会の場合は、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間（中14日間）以上（理事会開催日を0日として15日目以降）の間隔を確保して、毎会計年度終了後の一定の時期に招集します。 なお、電子的方法で通知する場合には、評議員の承諾を得てください。</p> <p>(4) 評議員は、議題及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができます。</p>		<p>の決議は省略できないことに留意してください。</p>	<p>場合に、評議員の承諾を得ていない。</p> <p>評議員会の招集通知に必要事項が記載されていない。</p> <p>評議員会の招集通知が省略された場合に、評議員全員の同意が確認できない。</p> <p>定時評議員会が毎年6月末日（定款に定めがある場合はそのとき）までに招集されていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>評議員会は有効に成立していますか。</p>	<p>評議員会開催の際には、定款に定める定足数を満たしているか必ず確認してください。なお、決議に加わることができる評議員には、この決議に特別の利害関係を有する評議員は含まれません。 また、委任状提出者は、出席者となりません。</p>	<p>法第45条の9第6項から第8項</p>	<p>「特別の利害関係」とは、評議員がその決議について、法人に対する善管注意義務（法第38条、民法第644条）を履行することが困難と認められる利害関係</p>	<p>法令又は定款に定める出席者数が不足している。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>評議員会の要決議事項について、審議及び決議を行っていますか。</p>	<p>評議員会は、定款に定める事項のほか、次の事項について、決議が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 理事、監事、会計監査人の選任又は解任 ② 理事、監事の報酬等の額（定款に報酬等の額を定めている場合を除きます。） ③ 理事等の責任の免除 ④ 理事、監事、評議員に対する報酬等の支給の基準の承認 ⑤ 計算書類及び財産目録の承認 ⑥ 定款の変更 ⑦ 解散の決議 ⑧ 合併の承認 ⑨ 社会福祉充実計画の承認 	<p>法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条</p>	<p>を意味します。</p>	<p>決議について法令又は定款に定める賛成者数が不足している。</p> <p>決議を要する事項について決議が行われていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>決議は適正ですか。</p>	<p>決議に特別の利害関係を有している評議員がいないかについては、その決議を行う前に、法人が各評議員に確認する必要があります。確認したことを、原則として議事録に記載します。利害関係がある場合は、決議に加わることはできません。</p> <p>普通決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）の賛成が、特別決議は、決議に加わることができる評議員の3分の2（定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合）以上の賛成が必要です。</p> <p>(1) 特別決議が必要な議案</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 監事の解任 ② 役員等の損害賠償責任の一部免除 ③ 定款変更 	<p>法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条規則第2条の12</p>		<p>特別の利害関係を有する評議員が決議に加わっていた。</p> <p>法人が、決議の際に特別の利害関係を有する評議員がいるか確認していない。</p> <p>評議員会の決議があったとみなされる場合又は評議員会へ報告があったとみなされる場合に、評議員全員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録がない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>④ 法人の解散 ⑤ 法人の合併契約の承認</p> <p>議決は対面（テレビ会議等によることを含みます。）により行うこととされていることから、評議員が欠席した場合に書面による議決権の行使（書面議決）はできません。</p> <p>決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、可決する旨の評議員会の決議あったものとみなされます。</p> <p>また、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなされます。</p>				
<p>評議員会への欠席が継続している評議員はいませんか。</p>	<p>評議員の欠席が継続（原則として前年度から当該年度までの間における評議員会を全て欠席）している場合には、出席を促し、それでも出席できない場合は、評議員の交代を検討してください。</p> <p>なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。</p>			<p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員がいる。</p>	<p>文書</p>
<p>評議員会について適正に記録の作成、保存が行われていますか。</p>	<p>議事録は、評議員会における法人の基本的事項についての決議を記録する重要な文書であることから、評議員会の決議の内容等について、評議員会終了後できるだけ速やかに作成し、評議員及び債権者が閲覧できるようにすることが義務づけられています。評議員会の日から主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かななくてはなりません。</p>	<p>法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15</p>	<p>議事録は袋とじ又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p> <p>議事録は、記載さ</p>	<p>議事録が作成されていない。</p> <p>議事録の必要事項が記載されていない又は不十分である。</p> <p>議事録が、評議員会の日か</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>また、評議員会の決議が省略された場合には、同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、法人の主たる事務所に決議があったと見なされた日から10年間備え置かなくてはなりません。</p> <p>(1) 開催された評議員会の議事録の記載事項</p> <p>① 開催日時及び場所（この場所にいない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における出席の方法（例：テレビ会議）を含みます。）</p> <p>② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見</p> <p>ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限ります。）</p> <p>iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見</p> <p>iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限ります。）</p> <p>v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果</p> <p>vi 監事による監事の報酬等についての意見</p>		<p>れた事項の全てについて、評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載してください。</p> <p>議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載してください。</p>	<p>ら主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間備え置かれていない。</p> <p>決議を省略した場合の同意の意思表示の書面又は電磁的記録が、決議があったとみなされた日から10年間法人の主たる事務所に備え置かれていない。</p> <p>定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、議事録署名人の署名又は記名押印がなされていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にする時の意見</p> <p>viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見</p> <p>⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称</p> <p>⑥ 議長の氏名（議長が存する場合）</p> <p>⑦ 議事録署名人（定款に定める者がある場合）の署名又は記名押印</p> <p>⑧ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(2) 評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項</p> <p>① 決議を省略した事項の内容</p> <p>② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名</p> <p>③ 評議員会の決議があったとみなされた日</p> <p>④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(3) 理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項</p> <p>① 評議員会への報告があったとみなされた事項の内容</p> <p>② 評議員会への報告があったとみなされた日</p> <p>③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>		<p>決議を省略した場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけでなく、左の内容について評議員会の議事録に記載してください。</p>		
<p>その他、評議員及び評議員会に問題点はありませんか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p><input type="checkbox"/> 頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
5 理事					
<p>員数が法令に基づき定款に定められ、定款に定める員数を満たす選任がされていますか。</p>	<p>理事の員数は、6人以上で定款に定めるところによりま す。 定款で定めた員数の3分の1が欠けたときは、遅滞なく 補充しなければなりません。 なお、定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員で あっても、法人運営上適当でないことから、欠員の補充を おこなってください。</p>	<p>法第44条第3項、第45 条の7</p>		<p>定款で定めた員数が選任さ れていない。 定款で定めた員数の3分の 1を超える欠員があるにも かかわらず、その補充のた めの手続きが進められてお らず、かつ、具体的な検討 も行われていない。 欠員がある場合に、その補 充のための手続きが進めら れておらず、かつ、補充の 検討が行われていない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>
<p>理事は法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p>	<p>理事の選任は、評議員会の決議により行います。 理事就任の承諾については、理事の役割の重要性に鑑み、 就任承諾書の徴収等によって行ってください。なお、選任 された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とさ れていませんが、法人において、委嘱状により選任された 旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し 支えありません。 理事の解任は、「職務上の義務に違反し、又は職務を怠 ったとき」、「心身の故障のため、職務の執行に支障があり、 又はこれに堪えないとき」のいずれかに該当している場合 に、評議員会の決議により行うことができますが、現に法 人運営に重大な損害を及ぼし又は適正な事業運営を阻害 するような不適正な行為など重大な義務違反等がある場</p>	<p>法第43条第1項、第45 条の4</p>		<p>理事の選任が、評議員会の 有効な決議により行われて いない。 理事の解任が、評議員会の 権限の濫用に当たってい る。(現に法人運営に重大な 損害を及ぼし、又は適正な 事業運営を阻害するよう な理事等の不適正な行為 など重大な義務違反等 がある場合に該当しない 場合) 理事の就任の意思表示があ</p>	<p>文書 文書 文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>合に限定されると解されます</p>			<p>ったことが、就任承諾書等により確認できない。</p> <p>理事の選任手続きに一部不備がある。</p>	<p>口頭</p>
<p>理事となることができない者又は適切でない者が選任されていませんか。</p>	<p>(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由については、評議員と同じく、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事が無くなるまでの者 ④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 <p>(2) 各理事と特殊の関係にある者が、理事総数の3分の1（上限は3人）を超えて含まれてはなりません。特殊の関係にある者の範囲は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の10） <ul style="list-style-type: none"> i 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該理事の使用人 	<p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項</p> <p>法第44条第6項</p> <p>法第61条第1項、第109条から第111条まで、</p> <p>審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>確認方法としては、履歴書若しくは誓約書等により候補者本人に欠格事由等に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありません。</p> <p>特に、欠格事由(1)②の確認方法としては、誓約書等により候補者本人に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありませんが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられます。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって欠格事由</p>	<p>理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない。</p> <p>法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、各理事と特殊関係にある者が上限を超えて含まれることが判明した。</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が理事となっている。</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている。</p> <p>欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されてい</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>iv ii 又は iii の配偶者</p> <p>v i～iii の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p>vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は役員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限ります。） （注）法人でない団体で代表又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含みます。</p> <p>vii 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除きます。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の理事の総数の3分の1を超える場合に限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>(3) 暴力団員等の反社会的勢力の者は理事となることはできません。</p> <p>(4) 理事として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数（理事と監事の合計数）の5分の1までは選任することが許されています。 ② 実際に理事会に参加できない者 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある人で名目的、慣例的に選任され、理事会を欠席している者 		<p>に当たるとすることはできません。</p>	<p>ると考えられる役員がいる。</p> <p>理事の選任手続きに一部不備がある。</p>	<p>□頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>理事として含まれていなければならぬ者が選任されていますか。</p>	<p>理事には次の者を選任する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の経営に識見を有する者 ・ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 ・ 施設の管理者（施設を設置している法人） <p>「施設の管理者」については、法人が複数の施設を設置している場合は、全ての施設の管理者を理事とする必要がなく、施設の管理者のうち1名以上が理事に選任されていれば足りる。</p> <p>「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。</p> <p>(1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者の例示（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉に関する教育を行う者 ② 社会福祉に関する研究を行う者 ③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者 ④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者 <p>(2) 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者の例示（注）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員 ② 民生委員・児童委員 	<p>法第44条第4項 審査基準第3-3-(2)、 (7)</p> <p>平成12年12月1日付 障企第59号、社援企 第35号、老計第52号、 児企第33号「社会福祉 法人の認可について」<small>（最 終改正：令和2年3月31 日）</small>（以下「審査要領」 という。）第3-(1)、 (2)</p>	<p>「施設」とは、第一種社会福祉事業の経営のために設置した施設を言います。</p> <p>ただし、第二種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等が、法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に扱うこととなります。</p> <p>なお、これら以外の施設等の管理者についても、必要に応じて、理事に登用することが適当です。</p>	<p>理事のうちに「社会福祉事業の経営に識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任された者がいない。</p> <p>施設を設置している場合であって、施設の管理者が1人も理事として選任されていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</p> <p>④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</p> <p>⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p> <p>(注) (1)(2)の例示は、これらの者に限定されるものではなく、また、これらの者が必ず含まれなければならないものではありません。</p> <p>社会福祉協議会においては、地域福祉の推進役として、連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者を理事として加えてください。</p>				
<p>理事長（会長）及び業務執行理事は、理事会で選定されていますか。</p>	<p>理事長（社会福祉協議会の場合は会長。以下同じ。）は、法人の代表権を有するとともに、法人の業務を執行する権限を有して、理事会が理事の中から選定しなければならないとされています。</p> <p>法人の代表権を有するのは理事長のみであり、理事長の代表権を他の者に委任することはできません。</p> <p>業務執行理事は、理事長の他に、理事の中から法人の業務を執行する理事として理事会で選定することができます。</p> <p>定款例では、「理事長以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする（ことができる）」旨の定めを設けています。ただし、業務執行理事には、法人の代表権はありません。</p>	<p>法第45条の13第3項、 第45条の16第2項</p>		<p>理事長及び業務執行理事の選定が法令及び定款に定める手続きにより行われていない。</p> <p>手続きに一部不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>当該法人の代表権は適正に与えられていますか。</p>	<p>法人の代表者は、理事長のみとなります。 理事長以外が法人の代表権を行使することはできません。 理事長が事故、又は欠けた際には、他の理事が代表権を行使することはできないため、理事会を開催して新たな理事長を選定してください。 定款で、理事長の職務代理者を定め、職務代理者名で法人の代表権を行使することができる旨を定めても無効となります。</p>	<p>法第45条の16第2項、第45条の17</p>		<p>理事長の職務代理者を指名してしまっている。</p>	<p>□頭</p>
<p>その他、理事に問題点はありますか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>□頭</p>
<p>6 監事</p>					
<p>員数が法令に基づき定款に定められ、定款に定める員数が選任されていますか。</p>	<p>監事の員数は、2人以上で定款の定めるところによります。 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しなければなりません。 また、定款で定めた員数の3分の1を超えていなくても、欠員が生じた場合は、法人運営上適当ではないことから、補充を行ってください。</p>	<p>法第44条第3項、第45条の7第2項による同条第1項の準用</p>		<p>定款で定めた員数が選任されていない。 定款で定めた員数の3分の1を超える欠員があるにもかかわらず、その補充のための手続きが進められておらず、かつ、具体的な検討も行われていない。 欠員がある場合に、その補充のための手続きが進められておらず、かつ、検討が行われていない。</p>	<p>文書 文書 文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>法令及び定款に定める手続きにより選任又は解任されていますか。</p>	<p>監事の選任については、評議員会の決議により行います。 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事が理事の職務の執行（理事会の構成員として行う行為を含みます。）を監査する立場にあることから、監事の過半数の同意を得なければならないこととされています。 なお、理事が提出する議案について監事の過半数の同意を得たことを証する書類は、監事ごとに作成した同意書や監事の連名による同意書の他、監事の選任に関する議案を決定した理事会の議事録（当該議案に同意した監事の氏名の記載及び当該監事の署名又は記名押印があるものに限ります。）でも差し支えありません。 監事選任の承諾については、その役割の重要性に鑑み、就任承諾書の徴収等によって行ってください。 なお、選任された者に対する委嘱状による委嘱を行う事は必要とされていませんが、法人において、委嘱状により選任された旨を伝達するとともに、就任の意思を確認することは差し支えありません。 監事の解任については、評議員会の特別決議で行います。</p>	<p>法第43条第1項、同第3条第3項により準用される一般法人法第72条第1項、 法第45条の4第1項、 第45条の9第7項第1号</p>		<p>監事の選任が評議員会の有効な決議により行われていない。 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得たことが確認できない。 監事の解任が評議員会の有効な特別決議により行われていない。 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等により確認できない。</p>	<p>文書 文書 文書 文書</p>
<p>監事となることができない者を選任していませんか。</p>	<p>(1) 欠格事由を有する者は選任できません。欠格事由については、評議員及び理事と同じく、次のとおりです。 ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者</p>	<p>法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第40条第2項、第44条第2項、第7項 法第109条第5項 審査基準第3-1-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)</p>	<p>欠格事由等の確認方法は、評議員、理事の場合と同様です。</p>	<p>監事の選任手続きにおいて、欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊の関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者でない</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける事がなくなるまでの者</p> <p>④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員</p> <p>⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>(2) 法人の理事又は職員を兼ねることはできません。</p> <p>(3) 各役員と特殊の関係にある者は選任できません。特殊の関係にある者の範囲は次のとおりです。</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 三親等以内の親族</p> <p>③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11）</p> <p> i 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p> ii 当該役員の使用人</p> <p> iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p> iv ii又はiiiの配偶者</p> <p> v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者</p> <p> vi 当該監事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限りま。）</p> <p>（注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのある場合には、その代表者又は管理人を含みま</p>			<p>かを確認していない。</p> <p>法人が保有する書類により、欠格事由に該当する者がいること、理事又は職員を兼ねている者がいること、各役員と特殊の関係にある者が含まれていることが判明した。</p> <p>暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になっている。</p> <p>社会福祉協議会において、関係行政庁の職員が役員総数の5分の1を超えている。</p> <p>理事会への欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる監事がいる。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>す。viiにおいて同じ。</p> <p>vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限ります。）</p> <p>viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限ります。）</p> <p>ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限ります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人 <p>(4) 暴力団員等の反社会的勢力の者は選任できません。</p> <p>(5) 監事として次に該当する者を選任することは適当ではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係行政庁の職員。ただし、社会福祉協議会にあっては、役員総数（理事と監事の合計数）の5分の1までは選任することが許されています。 ② 実際に理事会に参加できない者が名目的に選任されている場合。 ③ 地方公共団体の長等特定の公職にある者が名目的、慣例的に監事に就任している場合。 <p>法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行</p>				

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>う場合に、計算書類等を作成する立場にある者が当該計算書類等を監査するという自己点検に当たるため、これらの者を監事に選任することは適当ではありませんが、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている場合については、監事に選任することは可能です。</p> <p>原則として、前年度から当該年度までの間において理事会を2回以上続けて欠席している者がいる場合は、出席を促し、それでも出席できない場合は、交代を検討してください。なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。</p> <p>なお、決議の省略を行った場合は、出席とみなします。</p>				
<p>法令に定める者が含まれていますか。</p>	<p>監事には、次に掲げる者が含まれている必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業について識見を有する者 ・ 財務管理について識見を有する者 <p>「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」については、法人において、それぞれ「社会福祉事業について識見を有する者」及び「財務管理について識見を有する者」として適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。</p> <p>なお、監事には公認会計士又は税理士を登用することが望ましいですが、これらの者に限られるものではありません。</p>	<p>法第44条第5項 審査基準第3-4</p>		<p>監事のうちに、「社会福祉事業に識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任された者がいない。</p>	<p>文書</p>
<p>法令の定めるところにより業務を行っ</p>	<p>監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければなりません。</p>	<p>法第45条の18第1項、 第45条の28第1項及</p>		<p>監査報告に必要な記載事項が記載されていない。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>ていますか。</p>	<p>また、計算書類及び事業報告並びにその附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければなりません。</p> <p>※ 規則第2条の40第2項において財産目録の承認手続についても法第45条の28が準用されます。</p> <p>監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有し、毎年度の監査報告の作成の義務を負うとともに、次の義務を負います。</p> <p>① 理事の不正の行為がある若しくは当該行為をするおそれがあると認められる場合、又は法令、定款違反の事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。</p> <p>② 理事会に出席し、必要がある場合には意見を述べなければならないこと。</p> <p>③ 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合、法令違反等の事実があると認めるときはその調査結果を評議員会に報告すること。</p>	<p>び第2項、規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条から第102条まで</p>		<p>監事が期限までに特定理事に監査報告の内容を通知していない。</p> <p>理事会に2回続けて欠席した監事がいる。</p> <p>監事の全員が欠席した理事会がある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>その他、監事に問題点はありませんか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>口頭</p>
<p>7 理事会</p>					
<p>理事会は法令及び定款の定めに従って開催されていますか。</p>	<p>開催手続きは、法令及び定款の定めに従って行われなければなりません。</p> <p>(1) 理事会は、各理事が招集することとされています。また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。</p>	<p>法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項</p>	<p>理事会が招集通知を省略した場合の理事及び監事的全員の同意については、法人において</p>	<p>理事及び監事的全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていない。</p> <p>招集権を有さない者が理事</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>(2) 理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、各理事は理事会の目的である事項を示して、招集権者に対して理事会の招集を請求することができます。 請求があった場合、請求日から5日以内に理事会の招集通知（請求日から2週間以内に理事会を開催するものである必要があります。）が発せられない場合は、その請求をした理事は理事会を招集することができます。</p> <p>(3) 理事会の招集は、原則として書面による開催通知で行ってください。</p> <p>(4) 理事会を召集する者は、理事会の1週間前（中7日間）又は定款においてこれを下回るものとして定めた期間以上前までに各理事及び各監事に対してその通知を发出しなければなりません。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集通知を发出せずに理事会を開催することもできます。</p>		<p>は、理事及び監事の全員が同意書を提出する、当該理事会の議事録に記載する等何らかの形で書面又は電磁的記録で記録することが望ましいとされています。</p>	<p>会を招集している。</p> <p>招集通知を省略した場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない。</p> <p>開催手続きが、定款の規程に則っていない。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われていますか。</p>	<p>(1) 理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成により行われる必要があります。 決議に必要な出席者数（定足数）は、決議に加わることができる理事の過半数、決議に必要な賛成数は出席者の過半数とされていますが、定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり、定款に過半数を超える割合を定めた場合はその割合となります。</p> <p>(2) 次の事項については、理事会の決議を要します。 ① 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ② 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任</p>	<p>法第45条の14第4項、第5項</p>	<p>評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定は理事会の決議を必要とします。</p>	<p>決議が必要な定足数又は賛成数を満たしていない。</p> <p>議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを確認していない。</p> <p>議案について特別な利害関係を有する理事が議決に加わっている。</p> <p>理事会において評議員の選</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>④ 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更及び廃止</p> <p>⑤ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）</p> <p>⑥ 競業及び利益相反取引の承認</p> <p>⑦ 計算書類及び事業報告等の承認</p> <p>⑧ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限ります。）</p> <p>⑨ 役員、会計監査人に対する補償契約及び役員、会計監査人のために締結される保険契約の内容の決定</p> <p>⑩ 重要な財産の処分及び譲受け</p> <p>⑪ 多額の借財</p> <p>⑫ その他の重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）</p> <p>(3) 理事会の決議には、決議に特別の利害関係を有する理事は加わることはできません。 法人や理事会においては、特別の利害関係を有する理事が加わっていないか確認する必要があります。</p> <p>(4) 理事会で評議員の選任及び解任を行うことはできません。 理事又は理事会が、定款や評議員の選任に関する規程に基づき、評議員候補者の推薦を行うことは、差し支えありません。</p> <p>(5) 理事会における議決は対面（テレビ会議等を含みます。）により行うこととされており、書面議決を行うことはできません。</p> <p>(6) 定款に、理事会の決議について理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の決議を省略する</p>			<p>任又は解任が行われている。</p> <p>欠席した理事が書面により議決権の行使をしたこととされている。</p> <p>理事会の決議を要する事項について決議がない。</p> <p>理事会の決議があったとみなされる場合に、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録がない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>ことができる旨を定めたときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされます。</p> <p>この場合には、理事会の決議が省略されたことは理事会議事録の記載事項となるとともに、理事の全員の書面又は電磁的記録による意思表示については、当該書面又は電磁的記録は主たる事務所に決議があったとみなされた日から10年間備え置かなければならないこととされています。</p> <p>また、この提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましいとされています。</p>				
<p>理事への権限の委任は適切に行われていますか。</p>	<p>理事会の権限である法人の業務執行の決定については、理事長等の理事に委任することができますが、理事会で決定する必要がある法人運営に関する重要な事項及び理事（特に理事長や業務執行理事）の職務の執行の監督に必要な事項（注）については、理事長等の理事に委任することができないこととされています。</p> <p>また、理事への委任については、責任の所在を明らかにするため、その内容が明確に決定されるべきものです。</p> <p>なお、理事への委任に関する理事会の決定については、法令上、規程等の制定によらなければならないこととはされていませんが、理事会でその都度決定すべき性質のものではなく、規程等で定めるべきものです。</p> <p>理事に委任することができない事項のうち、①の「重要な財産」、②の「多額」の借財、③の「重要な役割」を担う職員、④の「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものですが、理事に委任されている範</p>	<p>法第45条の13第4項</p>	<p>(注) 理事に委任することができない事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 重要な財産の処分及び譲受け ② 多額の借財 ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤ 内部管理体制の整備 ⑥ 役員等の損害賠償責任の一部免除 	<p>理事に委任ができない事項が理事に委任されている。</p> <p>理事に委任されている範囲が、理事会の決定において明確に定められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項目	対応方法	根拠法令等	留意事項	評価事項	
	<p>困を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定すべきものです。</p>				
<p>法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告していますか。</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）は、理事会（注）において、3か月に1回以上職務の執行状況について報告することとされています。なお、この報告の回数は、定款の相対的記載事項であり、定款に規定することにより、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることができます。</p> <p>定款で定めた場合の毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とは、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超える必要があるが、会計年度が異なる場合は前回理事会から4か月間隔が空いていなくとも差し支えありません。</p> <p>例えば、理事会を毎会計年度において6月と翌年3月に開催し、報告を行う場合は、3月の理事会の次に開催される6月の理事会は、前回理事会からの間隔は4か月を超えないものであるが、同一の会計年度ではないため、間隔が4か月以上でなくても認められます。</p>	<p>法第45条の16第3項</p>	<p>(注)この報告は、実際に開催された理事会において行わなければならない。</p>	<p>理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。</p>	<p>文書</p>
<p>法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されていますか。</p>	<p>理事会は、法人の業務執行の決定（決議）を行う機関であり、その内容については、適切に記録される必要があります。</p> <p>議事録については、要記載事項を正確かつ簡明に記録し、理事会終了後できるだけ速やかに作成し、保存してください。</p> <p>(1) 議事録記載事項は次のとおりです。</p> <p>① 開催日時及び場所（この場所にいない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における出席の方法（例：テレビ会議）を含みます。）</p>	<p>法第45条の14第6項、第7項 法第45条の15第1項</p>	<p>(1) 議事録は袋とじ又は割り印を押印するなど容易に改ざんできない状態で保存してください。</p> <p>(2) 電磁的記録により作成する場合には、署名等を電子署名とする</p>	<p>議事録に必要事項が記載されていない。</p> <p>議事録に議事録署名人の署名等がない。</p> <p>必要な議事録が主たる事務所に備え置かれていない。</p> <p>必要な理事全員の意思表示</p>	<p>文書 文書 文書 文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>② 理事会が次に掲げるいずれかの場合はその旨</p> <ul style="list-style-type: none"> i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの ii 招集権者以外の理事が招集したもの iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの iv 監事が招集したもの <p>③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>※ なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されることから、議事録には決議に関する各理事の賛否について正確に記録してください。</p> <p>④ 特別の利害関係のある理事がいる場合はその氏名</p> <p>⑤ 次の意見又は発言</p> <ul style="list-style-type: none"> i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告 ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告 iii 監事が、必要があると認めた場合に行う監事の意見 iv 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告 <p>⑥ 理事長が定款により議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席理事の氏名</p> <p>⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合）</p> <p>⑧ 議長の氏名（議長がいた場合）</p> <p>(2) 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合は、理事会において実際の決議があったものではありませんが、次の事項を議事録に記載します。</p>		<p>こととされています。</p>	<p>の書面又は電磁的記録が備え置かれていない。</p> <p>その他、議事録の作成内容に不備がある。</p>	<p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ② ①の事項の提案をした理事の氏名 ③ 理事会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(3) 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合は、理事会において実際に報告があったものではありませんが、次の事項を議事録に記載します。</p> <p>① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ② 理事会への報告を要しないものとされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>議事録についてはその真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定があります。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印（以下この事項において「署名等」といいます。）が必要とされていますが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長の署名等で足りることとなります。</p> <p>なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成することとされています。電磁的記録により作成する場合には、署名等の代わりに電子署名をすることが必要となります。</p> <p>議事録については、評議員や債権者が閲覧等を行えるようにするため、理事会の日から10年間、書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置く必要があり、また、理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示を記載若しくは記録した書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置く必要があります。</p>				

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
その他、理事会に問題点はありませんか。				問題点がある。	□頭
8 会計監査人					
会計監査人は定款の定めるところにより設置されていますか。	<p>法人は定款の定めによって、会計監査人を設置することができます。</p> <p>法人の運営組織のガバナンスの強化、財務規律の確立の観点から、特定社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられており、定款に会計監査人の設置について定めなければなりません。</p> <p>また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができます。</p> <p>なお、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければなりません。</p>	<p>法第 36 条第 2 項、第 37 条</p> <p>令第 13 条の 3</p> <p>(参考) 法第 45 条の 6 第 3 項</p>		<p>特定社会福祉法人が会計監査人の設置を定款に定めていない。</p> <p>定款に会計監査人の設置を定めている法人が会計監査人を設置していない。</p> <p>会計監査人が欠けている場合に会計監査人の選任のための検討が進められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
法令に定めるところにより選任されていますか。	<p>会計監査人は、公認会計士又は監査法人を評議員会において選任することとされています。</p> <p>評議員会で会計監査人の選任を行う際は、理事会が特定の公認会計士又は監査法人を会計監査人候補者として、会計監査人の選任に関する議案を評議員会に提出することとなります。</p> <p>会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、会計監査人が、中立・公正な立場から法人の会計監査を行うものであることから、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみをもって選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等入手し、法人において選定基準を作成</p>	<p>法第 43 条第 1 項、同条第 3 項により準用される一般法人法第 73 条第 1 項、法第 45 条の 2 第 1 項</p>		<p>会計監査人が評議員会の決議により選任されていない。</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選任が適切に行われていない。</p> <p>理事会による会計監査人候補者の選定に当たって、候補者に対して、会計監査人に選任することができない</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当となります。</p> <p>なお、会計監査人候補者の選定に当たっては、公認会計士法の規定により、計算書類の監査を行うことができない者は会計監査人となることができないので、このような者でないかを確認する必要があります。</p> <p>評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案については、監事の過半数をもって決定する必要があります。</p>			<p>者でないことを確認していない。</p> <p>評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。</p> <p>選任に軽微な不備がある。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>
<p>法令に定めるところにより会計監査を行っていますか。</p>	<p>会計監査人は、法人の計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）（注）及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成することとされています。</p> <p>（注）具体的には、法人単位貸借対照表、法人単位資金収支計算書、法人単位事業活動計算書及びこれらに対応する附属明細書を指します。</p>	<p>法第45条の19第1項、第2項</p>		<p>会計監査人が会計監査報告を作成していない。</p> <p>会計監査報告に必要な記載事項が記載されていない。</p> <p>会計監査人が期限までに特定監事及び特定理事に会計監査報告の内容を通知していない。</p> <p>会計監査人による監査が、決算理事会とは別の日程で行われていない。</p> <p>監査の報告が、必要とする機関の一部になされていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p> <p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
				会計監査人の業務に軽微な不備がある。	□頭
その他、会計監査人の監査等に問題点はありませんか。				問題点がある。	□頭
9 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬					
評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められていますか。	<p>評議員の報酬等（注）の額については、定款で定めるところとされています。</p> <p>（注）報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいいます。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しませんが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれます。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれません。</p> <p>なお、無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要があります。また、評議員の報酬等については支給基準を定めることとされていますが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の規定が不要とはならないことに留意してください。</p>	法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条		評議員の報酬等の額が定款で定められていない。	文書
理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。	<p>理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。</p> <p>なお、理事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であ</p>	法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条		理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていない。	文書

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>ることを決議する必要があります。</p>				
<p>監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定めることとされています。</p> <p>なお、監事の報酬等について定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要があります。</p> <p>定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により定めることとされています。この監事の協議は全員一致の決定による必要があります。</p> <p>なお、この場合の具体的な配分の協議については、手続きや記録に関する規定はありませんが、報酬等は客観的根拠に基づいて支給されるべきものであり、法人又は監事において、監事的全員一致による決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類を作成すべきものです。</p>	<p>法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、第2項</p>		<p>定款に監事の報酬等の額が定められていない場合に、監事の報酬等の額が評議員会の決議によって定められていない。</p> <p>評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されている場合に、その具体的な配分が監事的全員一致の決定により定められていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められていますか。</p>	<p>会計監査人の報酬等については、評議員や役員と異なり、法令上定款又は評議員会の決議で定めることとはされず、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなります。</p> <p>なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の議事録への署名又は記名押印により、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ありません。</p>	<p>法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条</p>		<p>会計監査人の報酬等を定める場合に監事の過半数の同意を得ていない。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定めていますか。</p>	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないとされており、また、支給基準については、評議員会の承認を受けなければならないこととされています。</p> <p>支給基準の内容については、以下の事項を定めることとされています。</p> <p>① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられます。</p> <p>② 報酬等の金額の算定方法 報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられます。</p> <p>③ 支給の方法 支給の方法については、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込か現金支給か）等が考えられます。</p> <p>④ 支給の形態 支給の形態については、現金・現物の別等をいう。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えありません。</p> <p>なお、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性がある必要があります。</p>	<p>法第45条の35第1項、第2項、 規則第2条の42</p>		<p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が作成されていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について評議員の承認を受けていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準において規定すべき事項が規定されていない。</p> <p>理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準が定款等で定めた報酬等の額と整合が取れていない。</p> <p>支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」ではないことについては、法人に説明責任があります。そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることをどのような検討を行ったかを含め具体的に説明できることが求められます。</p>				
<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、公表していますか。</p>	<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられています。</p> <p>公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされています。</p> <p>規則第9条第3号に定める WAMNET を利用した届出を行い、行政機関等がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなします（規則第10条第2項）。</p>	<p>法第59条の2第1項第2号、 規則第10条</p>		<p>理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準がインターネットの利用により公表されていない。</p>	<p>文書</p>
<p>理事、監事及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されていますか。</p>	<p>評議員の報酬等については、定款で定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。</p> <p>また、役員の報酬等については、定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給される必要があります。</p>	<p>法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項、 法第45条の35第1項、第2項、 規則第2条の42</p>		<p>支払われた報酬等の額が定款等で定められた額を超えている。</p> <p>支払われた報酬等の額が報酬等の支給基準に根拠がない。</p>	<p>文書 文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>理事、監事及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表していますか。</p>	<p>法人運営の透明性を確保する観点から、理事、監事及び評議員の報酬等については、理事、監事及び評議員の区分毎にその総額（注）を現況報告書に記載の上、公表します。 （注）理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者がいる場合は、その職員給与も含めて公表する。ただし、職員給与を受けている理事が1人であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与を受けている理事がいる旨を明記した上で、当該理事の職員給与額を含めずに理事の報酬等の総額として公表することとして差し支えありません。</p> <p>公表の方法については、インターネットの利用により行うこととされていますが、規則第9条第1項第3号に定めるWAMNETを利用した届出を行い、行政機関がその内容を公表した場合には、法人が公表したものとみなされます。</p>	<p>法第59の2第1項第3号、規則第2条の41、第10条</p>		<p>理事、監事及び評議員のそれぞれの報酬等がインターネットの利用により公表されておらず、WAMNETを利用した届出がなされていない。</p>	<p>文書</p>
<p>10 事業（一般）</p>					
<p>定款記載の事業と実際の事業は、一致していますか。</p>	<p>法人の行う事業の種類は定款の必要的記載事項（注）であり、法人の公益性を踏まえると、定款には行う事業を正確に定める必要があるため、法人が新たな種類の事業を開始する場合や既存の種類の事業を廃止する場合には、定款を変更する必要があります。なお、定款は法人の基本的事項を定めるものとして公表します。</p> <p>（注）定款の必要的記載事項のうち、事業の種類に関するものは次のとおりです。 社会福祉事業の種類、公益事業の種類、収益事業の種類</p>	<p>法第31条第1項</p>		<p>定款に記載している事業を実施していない。（休止中の事業であって再開の見込みのある場合を除く。）</p> <p>定款に記載されていない事業（定款に記載を要さない事業を除く。）を実施している。</p> <p>再開の見込みのない休止事</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>社会福祉事業の種類に係る定款の定めは、第1種又は第2種社会福祉事業のいずれの事業に該当するか(どの号に該当するかについても)明らかなものにしてください。</p> <p>なお、該当する号に複数の事業が列挙されている場合、その中で実際に実施する事業のみを記載してください。また、この定款の定めには個別の施設の名称を記載する必要はありませんが、個別の施設の名称を記載した場合は、施設の名称を変更する場合や同種の施設を新設する場合には定款変更を行う必要があります。</p> <p>公益事業の種類に係る定款の定めは、事業の内容が理解できるよう具体的に記載してください。</p> <p>なお、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の開始等については、必ずしも定款の変更を要しません。</p> <p>収益事業の種類に係る定款の定めは、事業の内容が理解できるよう具体的に記載してください。</p> <p>休止している事業がある場合には、理事会等で十分協議し、再開の見込みのない事業については廃止の手続きを行うとともに、定款を変更してください。</p> <p>また、定款に記載されていない事業を行っている場合は、実態に合わせた定款変更の手続きを、速やかに行ってください。(定款の変更を行う必要がない事業として、所轄庁が認めた事業を除きます。)</p>			<p>業が、定款に記載されたままである。</p>	
<p>「地域における公益的な取組」を実施</p>	<p>法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性</p>	<p>法第24条第2項</p>			

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>していますか。</p>	<p>の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握するとともに、これに積極的に対応していくことが求められています。</p> <p>法人が社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供できるよう努めなければなりません。</p> <p>「地域における公益的な取組」（以下「地域公益取組」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす必要があります。</p> <p>① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること</p> <p>※ 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則として社会福祉を目的とする取組を指します。</p> <p>したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（地域公益事業を含みます。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当します。</p> <p>また、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場の創出を通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当します。</p> <p>さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に限らず、月に1回の行事の開催など、必</p>				

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>ずしも恒常的に行われない取組が含まれるものであるとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれます。</p> <p>② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること ※ 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていませんが、このままの状態が継続すれば将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれます。 また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれます。</p> <p>③ 無料又は低額な料金で提供されること ※ 無料又は低額な料金で提供されるサービスとは、法人が現に保有する資産や職員を活用することにより、取組の対象者から通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指します。 したがって、地域公益取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合は、この要件に該当しませんが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当します。 なお、現に無料低額診療事業など、当該事業の性</p>				

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>質上、必ず無料又は低額であることを伴う事業を実施している場合には、当該事業を実施していることのみをもってこの要件に該当することにはなりません。当該事業の新規実施、対象者の拡充などを図る場合には、この要件に該当します。</p> <p>また、「法人が現に保有する資産や職員を活用する」とは、既存職員の兼務や施設の空きスペースの活用などにより、法人の新たな金銭的支出を伴わない場合も含まれます。</p>				
1 1 社会福祉事業					
<p>社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであることから、事業規模において、法人の事業のうち社会福祉事業が過半をしめている（事業規模が法人の全事業のうち50%を超えている）必要があります。</p> <p>事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断することとされています。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではありません。</p> <p>法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができます。公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものとされています。</p> <p>ただし、各福祉サービスに関する収入については、通</p>	<p>法第22条、第26条第1項、 審査基準第1-1-(1)</p>		<p>社会福祉事業の規模が法人の全事業の50%以下である。（所轄庁が、法人の社会福祉事業が「主たる地位を占める」と認める場合を除く。）</p> <p>社会福祉事業の収入を認められない用途に充てている。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項目	対応方法	根拠法令等	留意事項	評価事項	
	<p>知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められています。</p>				
<p>社会福祉事業を行うために必要な資産を有していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められており、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかねばならないこととされています。</p> <p>そのため、社会福祉施設を経営する法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要になります。</p> <p>なお、事業種別によっては、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められています。</p>	<p>法第25条、 審査基準第2-1、 審査基準第2-2-(1)、 審査要領第2-(3)、(4)、 (6)、(7)</p>		<p>法人が社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されていない。</p>	<p>文書</p>
<p>適正に事業が運営されていますか。</p>	<p>法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしている必要があります。</p>	<p>審査基準第1-1-(2)、 (3)</p>			
<p>その他、社会福祉事業に問題点はありませんか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>口頭</p>
<p>12 公益事業</p>					
<p>社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業</p>	<p>公益事業とは、公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であるが、社会福祉事業と関係のあるものとされています。</p>	<p>法第26条第1項、 審査基準第1-2、 審査要領第1-2</p>	<p>特別養護老人ホームの経営に付随して行う居宅介護支</p>	<p>公益事業を実施しているが、定款に規定されていない。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>として適正に実施していますか。</p>	<p>公益事業を実施している場合は、定款に規定する必要があります。</p> <p>次の事業は、公益事業となります（社会福祉事業に該当するものを除きます。）。</p> <p>① 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）</p> <p>② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、介護医療院を運営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業</p> <p>なお、居宅介護支援事業等を特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款に公益事業として記載しなくても差し支えありません。</p> <p>③ 有料老人ホーム経営事業</p> <p>④ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業（③を除きます。）</p> <p>⑤ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業</p> <p>⑥ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業</p> <p>⑦ 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業</p>		<p>援事業等規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。</p>	<p>事業に社会福祉との関連性又は公益性がない。</p> <p>事業規模が社会福祉事業を超えている。（所轄庁が認める場合を除く。）</p> <p>事業に欠損金がある場合に、当該事業の経営の改善のための検討等を行っていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。</p> <p>等ありますが、これらに限られるものではありません。</p> <p>公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をすることを言います。</p> <p>法人は社会福祉事業を行うことを目的としていることから、公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととはなりません。すなわち、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはなりません。事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に、原則、事業活動内訳表におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものですが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではありません。</p> <p>また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業</p>				

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要があります。</p> <p>ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含みます。）については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づいて事業を行うものであることから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではありません。</p> <p>なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができるとされています。</p>				
<p>社会福祉事業の職員は、公益事業の職員と兼務していますか。</p>	<p>兼務している場合、社会福祉事業会計に業務状況に応じて人件費を按分する必要があります。</p> <p>なお、この兼務は、本来の業務に支障を来していないことが前提条件となります。</p>				
<p>公益事業の剰余金は、適正に処理されていますか。</p>	<p>剰余金が生じた場合は、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てる必要があります。</p>	<p>審査基準第1-2-(6)</p>		<p>剰余金の処理が適切ではない。</p>	<p>文書</p>
<p>その他、公益事業に問題点はありますか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>口頭</p>
<p>13 収益事業</p>					
<p>収益事業は適正に実施していますか。</p>	<p>法人は、社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業（以下「特定公益事業」という。（注））の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができます。</p>	<p>法第26条</p>		<p>収益事業を実施しているが、定款に規定していない。</p> <p>収益事業の収益が社会福祉</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>なお、収益事業を実施している場合は、この目的を明らかにするため定款に規定する必要があります。</p> <p>(注) 特定公益事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法第2条第4項第4号に掲げる事業（事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業） ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業又は介護予防支援事業（社会福祉事業であるものを除きます。） ③ 介護老人保健施設又は介護医療院を経営する事業 ④ 社会福祉士及び介護福祉士法に規定する社会福祉士養成施設又は介護福祉士養成施設等を経営する事業 ⑤ 精神保健福祉士法に規定する精神保健福祉士養成施設を経営する事業 ⑥ 児童福祉法に規定する指定保育士養成施設を経営する事業 ⑦ 社会福祉事業と密接な関連を有する事業であって、当該事業を実施することによって社会福祉の増進に資するものとして、所轄庁が認めるもの <p>収益事業については、公益事業と同様に、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。この「特別の会計として経理」とは、公益事業と同様に、社会福祉法人会計基準の規定に基づき、収益事業に関する事業区分を設定し、社会福祉事業及び公益事業と区分して会計処理をすることをいいます。</p> <p>収益事業は、その収益を社会福祉事業又は特定公益事業（以下「社会福祉事業等」といいます。）に充てることを目的として行うものであり、収益がある場合にその収益を</p>			<p>事業等以外に充てられている。（当該収益事業の、事業の継続に必要な費用に充てる場合を除く。）</p> <p>収益事業の収益がなく、その収益を社会福祉事業等に充てられていない場合に、当該収益事業の経営の改善のための組織的な検討等を行っていない。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>社会福祉事業等に充てていない場合や、収益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来す場合には、収益事業を行う目的に反することとなります。この場合、所轄庁は、その収益事業の停止を命ずることができるかとされています。</p>				
<p>法人が行う事業として法令上認められるものですか。</p>	<p>次のような事業は、法人は行うことができません。</p> <p>(1) 法人の社会的信用を傷つけるおそれがある事業又は投機的な事業</p> <p>① 風俗営業、性風俗関連特殊事業及び特定遊興飲食店営業</p> <p>② 高利な融資事業</p> <p>③ ①②に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業</p> <p>(2) 法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げる恐れのある事業</p> <p>① 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある事業</p> <p>② 社会福祉事業と同一設備を使用して行われる事業</p> <p>(3) 法人の行う社会福祉事業を超える規模を有する事業</p>	<p>審査基準第1-3-(2)、(4)、(5)</p> <p>審査要領第1-3-(2)、(3)</p>		<p>収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている。 (所轄庁が特別な事情があると認める場合を除く。)</p> <p>収益事業の内容が法人の社会的信用を傷つけるおそれがある。</p> <p>収益事業を行うことにより法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>文書</p>
<p>その他、収益事業に問題点はありますか。</p>				<p>問題点がある。</p>	<p>口頭</p>
<p>14 人事管理</p>					
<p>法令に従い、職員の任免等人事管理を行っていますか。</p>	<p>職員の任免は、法人の業務の執行として、理事長の権限に属するものと考えられますが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営</p>	<p>法第45条の13第4項第3号</p>		<p>「重要な役割を担う職員」として定められている職員の任免について、理事会の</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>への影響が大きいことから、理事会はその決定を理事長等に委任することはできず、理事会の決議により決定することとされています。</p> <p>この「重要な役割を担う職員」の範囲については、定款、規程等において明確に定めるべきものです。また、職員の任免については、任免の手続き等を定める規程等に基づき行われるべきものです。</p>			<p>決議を経ずに行われている。</p> <p>職員の任免が法人の規程等に定める手続きにより行われていない。</p>	文書
<p>その他、人事管理に問題点はありますか。</p>				<p>問題点がある。</p>	口頭
<p>15 資産管理</p>					
<p>法人所有の全ての不動産について、所有権の登記がされていますか。</p>	<p>法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載するとともに、所有権の登記をしておかなければなりません。</p>	<p>法第25条 審査基準第2-1-(1)</p>		<p>法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産について、基本財産として定款に記載されていない。</p> <p>基本財産である不動産の登記が適正になされていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>
<p>社会福祉事業を行うのに直接必要なすべての物件に所有権や賃借権がありますか。</p>	<p>法人が社会福祉事業を行うために必要なすべての物件については、原則として、所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている必要があります。</p> <p>なお、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて、下記の社会福祉事業を行う場合には、「10年以上の賃借権設定と登記」又は「賃借料が地域の適正水準以下であること」等の条件を満たす必要があります。</p>	<p>審査基準第2-1、 審査要領第2-(6)、(7)</p>		<p>国又は地方公共団体の所有する不動産を社会福祉事業に供している場合に、その使用許可を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から賃借してい</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>(要件緩和対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 小規模な障害者通所授産施設 ・ 既設法人が行う身体障害者福祉ホーム ・ 既設法人が行う通所施設 ・ 既設法人以外の法人が行う保育所等 			<p>る場合に、地上権又は賃借権の登記がなされていない。</p>	
<p>基本財産は、適正に管理されていますか。</p>	<p>基本財産は、法人存立の基礎ですので、これを処分し、貸与し又は担保に供する場合には事前に所轄庁の承認を受けなければなりません。</p> <p>ただし、次の場合には、所轄庁の承認は必要としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合 ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいいます。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限ります。） ③ 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合 <p>なお、根抵当権は、一定の範囲内に属する不特定の債権を極度の限度で担保する抵当権であり、担保提供の必要性や担保提供の方法の妥当性において認められません。</p> <p>基本財産の管理運用は、安全・確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的</p>	<p>審査基準第2-2-(1)-ア 審査要領第2-(5)</p>		<p>基本財産の処分等について定款の定めに基づく所轄庁の承認を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産以外の基本財産の管理運用が安全、確実な方法で行われていない。</p>	<p>文書 文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われる必要があります。				
<p>基本財産以外の資産の管理運用は適切になされていますか。</p>	<p>法人の基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、法人の高い公益性、非営利性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく、安全、確実な方法で行われることが望ましい。</p> <p>なお、現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するようにしてください。</p> <p>理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるもので差し支えありません）を整備すべきであることに留意してください。</p> <p>なお、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、一定の制約があります。（次の項目を参照してください。）</p> <p>その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けることにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなります。そのため、当該財産の管理が適正にされ、その処分がみだりに行われてはなりません。また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人において、管理運用体制（法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えありません。）の整備を図るべきです。</p>	<p>審査基準第2-2-(2) 審査基準第2-3-(2)</p>		<p>法人の基本財産以外の財産が大きく毀損した場合であって、法人における当該財産の管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。</p> <p>社会福祉事業の存続要件となっている財産に関する管理運用体制が整備されていない又は管理運用に関する規程等が遵守されていない。</p> <p>法人の基本財産以外の財産が大きく毀損していない場合であっても、管理運用体制が整備されていない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p> <p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
<p>株式の保有は適切になされていますか。</p>	<p>株式の保有は、原則として、次に掲げる場合に限り認められますが(注)、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担保の観点から、法人が営利企業を実質的に支配することがないように、営利企業の全株式の2分の1を超えて保有してはなりません。</p> <p>① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限りします。</p> <p>② 基本財産として寄附された場合（設立後に寄附されたものも含まれます。）</p> <p>③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること ・ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること <p>(注) 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていないので、注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年3月 12 日付け雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知） ・ 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 27 	<p>審査基準第2-3-(2) 審査要領第2-(8)から(11)まで</p>		<p>保有が認められない株式を保有している。</p> <p>所轄庁に必要書類を提出していない。</p>	<p>文書</p> <p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p> <p>基本財産として株式が寄附される場合には、法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行います。</p> <p>この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 名称 ② 事務所の所在地 ③ 資本金等 ④ 事業内容 ⑤ 役員の数及び代表者の氏名 ⑥ 従業員の数 ⑦ 社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合 ⑧ 保有する理由 ⑨ 当該株式等の入手日 ⑩ 社会福祉法人と当該営利企業との関係（人事、取引等） 				
<p>不動産を借用している場合、適正な手続きを行っています</p>	<p>法人は、社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について、原則として、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受け</p>	<p>審査基準第2-1-(1)、(2)-エ、オ、キ</p>		<p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
か。	<p>ていることが求められます。</p> <p>また、一定の要件を満たすことにより、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められていますが、この場合、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければなりません。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合（注）は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合があります。</p> <p>（注）社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないものは次のとおり（賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であり、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければなりません。）</p> <p>① 既設法人が通所施設を設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設法人（第1種社会福祉事業（法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限り。）又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限り。）を行うものに限ります。）が次に掲げる通所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えありません。 <ul style="list-style-type: none"> i 障害児通所支援事業所 ii 児童心理治療施設（通所部に限り。）又は児童自立支援施設（通所部に限り。） iii 障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除きます。）、就労移行支援又は就労 			<p>に、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていない。</p> <p>社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合に、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていない。（登記が不要な場合を除く。）</p>	文書

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>継続支援に限ります。)</p> <p>iv 放課後児童健全育成事業所、保育所又は児童家庭支援センター</p> <p>v 母子福祉施設</p> <p>vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター</p> <p>vii 身体障害者福祉センター、補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設</p> <p>viii 地域活動支援センター</p> <p>ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が10人以上であるものに限ります。）を行う施設</p> <p>・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えありません。</p> <p>i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合</p> <p>ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合</p> <p>② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合</p> <p>国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されています。</p> <p>なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても</p>				

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	差し支えありません。				
その他、資産管理に問題点はありますか。				問題点がある。	□頭
16 その他					
(1) 特別の利益供与の禁止					
社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていませんか。	<p>法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならないこととされています。</p> <p>(1) 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者 <p>「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たります。次の場合は特別な利益に該当すると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借 ② 法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生と 	法第27条 令第13条の2 規則第1条の3		法人の関係者に特別の利益を供与していると認められる。	文書

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>して社会通念に反しない範囲で行われるものを除きます。)</p> <p>③ 役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給</p> <p>法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負っています。</p>				
(2) 社会福祉充実計画					
<p>社会福祉充実計画に従い事業が行われていますか。</p>	<p>法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」といいます。）を上回るかどうかを算定しなければなりません。</p> <p>さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」といいます。）がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」といいます。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」といいます。）を実施しなければなりません。</p> <p>これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するとともに、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものです。</p>	<p>法第55条の2第11項</p>		<p>社会福祉充実計画において実施することとされている事業が実施されていない。</p>	<p>文書</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
	<p>法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取（地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限ります。）及び理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に承認を受ける必要があります。また、社会福祉充実残額の算定結果は毎年、全法人が所轄庁に届出ることとされています。</p>				
(3) 情報の公表					
<p>法令に定める情報の公表を行っていますか。</p>	<p>法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければなりません。</p> <p>① 定款の内容（所轄庁に法人設立若しくは変更の認可を受けたとき又は変更の届出を行ったとき）</p> <p>② 役員等報酬基準（評議員会の承認を受けたとき）</p> <p>③ 法第 59 条による届出をした書類のうち、厚生労働省令で定める書類の内容（注）（届出をしたとき）</p> <p>（注）厚生労働省令で定める書類（規則第 10 条第 2 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類 ・ 役員等名簿 ・ 現況報告書 <p>インターネットの利用による公表については、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によりますが、計算書類及び現況報告書については、WAMNET に記録する方法による届出を行い、内容が公表された場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされます。</p>	<p>法第 59 条の 2、規則第 10 条</p>	<p>計算書類、現況報告書については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分は公表から除きます。</p>	<p>必要な事項がインターネットの利用（法人ホームページ等）により公表されていない。</p> <p>業務及び財務情報の公表が不十分である。</p>	<p>文書</p> <p>口頭</p>

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

項 目	対 応 方 法	根 拠 法 令 等	留 意 事 項	評 価 事 項	
届出書類等に係る閲覧の準備をしていますか。	<p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）を踏まえ、次の書類を電子的記録で作成し、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体で行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告） ・ 財産目録等（財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類） ・ 会計帳簿 ・ 評議員会の議事録 ・ 評議員会の決議の省略に係る議事録 ・ 理事会の議事録等 ・ （資金）収支予算書（定款でこの書類を作成する旨定めている場合） 	令和5年3月22日付け事務連絡「社会福祉法人及び社会福祉連携法人の届出書類等に係る閲覧の手続きについて」	WAMNET等において公表している書類は、作成は不要です。	電子的記録で作成していない。	□頭

令和6年度 社会福祉法人・社会福祉施設運営の手引き

社会福祉法人・管理編

社会福祉法人と評議員、理事及び監事との関係は、民法に定める委任に関する規定に従うものとされています。(法第38条)
 評議員、理事及び監事(受任者)は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負います。

評 議 員	理 事	監 事
<p>評議員には次のような権限が認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員議題提案権、議案提出権 (法第45条の8準用一般法186) (法第45条の8準用一般法185) ・評議員会招集請求権、招集権(法第45条の9) ・理事の行為差止請求権 (法第45条の16準用一般法88) ・役員等解任請求提訴権 (法第45条の4準用一般法284) ・評議員会決議取消提訴権 (法第45条の12準用一般法266) ・会計帳簿閲覧請求権(法第45条の25) ・計算書類等閲覧請求権(法第45条の32) 	<p>理事には次のような義務が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会への説明義務(法第45条の10) ・事業報告の報告義務(法第45条の30) ・<u>忠実義務(法第45条の16)</u> 理事は、法令又は定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければなりません。 ・競合及び利益相反取引の制限と承認・報告 (法第45条の16準用一般法84) (法第45条の14) (法第45条の16準用一般法92) ・監事への報告義務 (法第45条の16準用一般法85) <p>(理事長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務執行状況の報告(法第45条の16) ・理事としての義務 	<p>監事には次のような義務が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員会への説明義務(法第45条の10) ・理事会への報告義務 (法第45条の18準用一般法100) ・理事会への出席義務 (法第45条の18準用一般法101) ・評議員会に対する報告義務 (法第45条の18準用一般法102)(法規2の20) <p>主に次のような権限が認められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務・財産調査権(法第45条の18) ・理事会招集請求権 (法第45条の18準用一般法100) ・理事行為差止請求権 (法第45条の18準用一般法103) ・同意権(法第43条準用一般法72) 監事の選任に関する議案(監事の過半数の同意)

<通報相談窓口> 山梨県福祉保健部福祉保健総務課 福祉企画・生活保護担当 TEL055(223)1443
 監査指導担当 TEL055(223)1445